

大口定期預金

(2019年7月16日現在)

1. 商品名 (愛称)	・ 大口定期預金
2. ご利用いただける方	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、10年 ・ 満期日指定方式 1ヵ月超10年未満 ・ 定型方式の場合はお預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) のお取り扱いができます。
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括してお預け入れいただきます。 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
5. お支払方法	・ 満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が銀行休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 適用利率は、お預入期間および金額階層別に設定します。 ・ 自動継続をご利用の場合、継続後の利率はお預入期間および金額階層に応じた継続日の大口定期預金の店頭表示利率が適用されます。 ・ お預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・ お預入期間2年以上のものは、中間払利息をお支払します。中間利払日にお支払する利息は、お預入日または前回の中間利払い日からその中間利払日の前日までの日数および以下の中間利払利率により計算します。 <p>お預入期間2年もの … 1年目の応当日に約定利率×70% お預入期間2年超のもの … 1年ごとの応当日に約定利率×70%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入日が2014年12月18日までの契約については、あらかじめ指定された下記A、B①またはB②のいずれかの方法によりお支払いします。 A 満期日に一括してお支払いします。 B① (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) お預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来するお預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率 (年利) とします。 B② (6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合)

(3) 計算方法	<p>お預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来するお預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率（年利）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、預入日が2014年12月19日以降2019年7月15日以前の契約については、B①、B②は以下のとおりに読み替えます。 B①（3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合） お預入日から満期日の3ヵ月前の応当日までの間に到来するお預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率（年利）とします。 B②（6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合） お預入日から満期日の6ヵ月前の応当日までの間に到来するお預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率（年利）とします。 ・各中間払利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日に一括してお支払いします。 ・お預入日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<p>法人のお客さま……総合課税 個人のお客さま……20.315%の源泉分離課税 （国税15.315%、地方税5%） 2013年1月1日～2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が付加されています。</p>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優のお取り扱いはできません。 ・総合口座通帳をご利用のお客さまは、総合口座自動お借り入れ（当座貸越）の担保としてもご利用いただけます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を加えた利率となります）。
10. 中途解約（期限前解約）時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれか低い利率により利息計算を行います。 ① お預入期間と約定期間に応じた利率（注1） ② 再調達金利（注2） 上記利率により計算した利息額が、すでにお支払いした中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）より少額の場合は、その差額をお支払いいただきます。 ・中途解約（期日前解約）利率は、約定利率・預入期間等によっては0%となる場合があります。
11. 元利金の他行等での受取りのお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・元利金を当行および株式会社みずほ銀行以外の金融機関にあるご本人名義以外の口座にて受け取るよう指定された場合には、当該

	元利金より当行所定の振込手数料を差引きます。当該元利金が当行所定の手数料を下回る場合には、当該口座でのお受け取りはできません。
12. 金利情報の入手方法	・ 窓口までお問い合わせください。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は、大口定期預金規定にもとづく定期預金です。 ・ 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借り入れと相殺ができます。

(注1) お預入期間と約定期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下は切り捨てます）

	1ヵ月以上 3年未満のもの	3年もの	3年超 4年以下のもの	4年超 5年以下のもの
6ヵ月未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×20%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×20%
3年以上4年未満	—	—	約定利率×60%	約定利率×40%
4年以上5年未満	—	—	—	約定利率×70%

	5年超 6年以下のもの	6年超 7年以下のもの	7年超 10年以下のもの
6ヵ月未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
1年以上2年未満	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
3年以上4年未満	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
4年以上5年未満	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×40%
5年以上6年未満	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×50%
6年以上7年未満	—	約定利率×90%	約定利率×60%
7年以上8年未満	—	—	約定利率×70%
8年以上9年未満	—	—	約定利率×80%
9年以上10年未満	—	—	約定利率×90%

(注2) 再調達金利

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

・基準利率については、窓口にお問い合わせください。